

令和5年議員提出議案第4号

江南市議会議員政治倫理条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年8月31日提出

江南市議会議長

宮地友治様

提出者

稲山明敏  
野下達哉  
長尾光春  
掛布まち子  
堀元

提案理由

この案を提出するのは、会派の構成に変更が生じたため、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 江南市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会議員政治倫理条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「8人」を「7人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(審査会の組織等)</p> <p>第7条 審査会は、委員<u>7人</u>をもって組織する。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(審査会の組織等)</p> <p>第7条 審査会は、委員<u>8人</u>をもって組織する。</p> <p>2～7 (略)</p>